

【重要事項説明書】

盗難保険のご説明（保険契約概要）

レスキュー損害保険株式会社

当書面に商品概要や契約条件を明示していますので、当書面の交付をもって被保険者の意向を確認したとみなします。

- ご契約に際して、特にご確認いただきたい事項をこの「保険契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みください。
- 本書面は保険契約の概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否など詳細につきましてはレスキュー損害保険株式会社と締結した保険契約の普通保険約款・特約にもとづきます。保険適用可否などについては同社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承下さい。なお、保険内容についてご不明な点につきましては、同社までお問合せください。
- お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印を付けておりますので必ずご確認ください。
- 当書面に商品概要や契約条件を明示していますので、当書面の交付をもって被保険者の意向を確認したとみなします

1. 商品の仕組み

盗難保険とは、日本国内の自宅内で盗難によって動産に生じた盗取、き損または汚損の損害や置き配により届いた動産の盗難に損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

2. 補償内容

(1) 保険の対象範囲

保険の対象範囲は、被保険者の自宅および自宅と同一の敷地内に所在する物置・車庫（施錠等によって第三者が侵入できない状態のものに限ります。）に収容されている動産です。ただし、次に掲げるものは、動産に含まれません。

- ・自動車（自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。）。
- ・有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類するもの。
- ・義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの。
- ・動物および植物等の生物。

- ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの。
- ・テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの。
- ・商品、製品、原材料および営業用の什器、備品、設備、装置その他これらに類するもの。

(2) 保険金をお支払いする場合

日本国内において、盗難によって動産に生じた盗取、き損または汚損の損害に対して、損害保険金をお支払いします。ただし、被保険者が盗難を知った後直ちに所轄の警察署あてに被害の届出を行い、受理された場合に限りです。

(3) お支払いする保険金の額

下表の通りとします。ただし、貴金属等は1個または1組ごとに30万円または保険金額のいずれか低い額を限度とし、1回の事故につき50万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。金銭は20万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。貴金属等、金銭以外の動産は保険金額を限度とします。保険金額は30万円です。

	盗取の損害	き損または汚損の損害
貴金属等、 金銭以外の 動産	再調達価額をお支払いします。	再調達価額を上限とし、盗難事故発生直前の状態に復旧するための費用とします。
貴金属等	時価額をお支払します。	時価額を上限とし、盗難事故発生直前の状態に復旧するための費用とします。
金銭	盗取された金銭の額をお支払します。	金銭が使用できない状態の場合は、き損または汚損した金銭の額をお支払します。金銭が使用できる状態の場合は、損害保険金はお支払しません。

★ (4) 保険金をお支払いできない主な場合

次の各号のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。
- ② 被保険者でない者（以下「甲」といいます。）が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、甲または甲の法定代理人（甲が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、甲の他に保険金を受け取るべき者（以下「乙」といいます。）がいる場合には、乙が受け取るべき保険金については、お支払いします。

- ③ 動産の使用もしくは管理を委託された者、または被保険者と生計を共にする者の故意。
- ④ 動産の紛失または置き忘れ。
- ⑤ 火災、落雷、破裂または爆発、給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、風災、ひょう災、雪災または水災による損害を除きます。
- ⑥ 風災、ひょう災、雪災。ただし、入居物件またはその一部（窓、扉、その他の開口部を含みます。）が風災、ひょう災、雪災によって直接破損したために生じた損害に限ります。
- ⑦ 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ、風災、ひょう災、雪災または水災による損害を除きます。
- ⑧ 騒じょうおよびこれに類似の集団行為（群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上の規模にわたり平穏が害されるか被害が生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為。
- ⑨ 動産が入居物件から持ち出された間に生じた盗難。ただし、入居物件の軒下にある動産、置き配により届いた動産または団地等の野外の自転車置き場にある動産を除きます。
- ⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）。
- ⑪ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。
- ⑫ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。ただし、核燃料物質には使用済燃料を含み、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- ⑬ ⑫以外の放射性放射または放射能汚染。

3. 付帯する特約

包括契約に関する特約が付帯されます。

4. 保険責任期間

被保険者毎に保険責任を負う期間は、各被保険者が加入または購入したサービスの規約で定めた利用開始日の0時に始まり、利用終了日の24時に終わります。

5. お引受条件

当保険は各被保険者が加入または購入したサービスに自動付帯となります。保険証券は発行いたしておりません。

6. 解約および解約返戻金等の有無について

当保険は各被保険者が加入または購入したサービスに自動付帯のため、保険契約のみの解約はできません。会員サービスを解約される場合はサービス規約に従って手続きしてください。保険契約の配当金、解約払戻金、満期返戻金はありません。

7. 保険料および保険料の払込みについて

保険料は保険契約者が保険会社へ支払います。

【保険会社の相談・苦情・連絡窓口】

住所：東京都港区三田三丁目5番19号 住友不動産東京三田ガーデンタワー29階

連絡先：レスキュー損害保険株式会社

https://www.rescue-sonpo.jp/nihonchokuhan_tonan_30man_index.php にお問い合わせフォームがあります。

盗難保険のご説明（注意喚起情報）

- ご契約に際して、お客さまにとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みください。
- 本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。実際のお支払いの可否など詳細につきましては、保険契約の普通保険約款・特約にもとづきます。保険適用可否などについては保険会社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承下さい。また、ご不明な点につきましては、保険会社までお問合せください。
- お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印をつけておりますので、必ずご確認ください。
- 当書面に商品概要や契約条件を明示していますので、当書面の交付をもって被保険者の意向を確認したとみなします。

1. 保険責任期間の始期と終期

被保険者毎に保険責任を負う期間は、各被保険者が加入または購入したサービスの規約で定めた利用開始日の0時に始まり、利用終了日の24時に終わります。

2. 免責事由等

- ★ (1) 「盗難保険のご説明（保険契約概要）」の「2. (4) 保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

3. 損害保険会社破綻時の取扱い

- ★ 万一保険会社が経営破綻した場合、「損害保険契約者保護機構」による資金援助が行われます。

4. 事故が起こったときの手続きおよび注意点

- (1) この保険で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく弊社にご通知ください。保険金請求のご案内をします。なお、ご通知が遅れますと保険金のお支払が遅れたり、保険金の一部がお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- ★ (2) 保険金請求については時効（3年）がありますのでご注意ください。

【ご利用に関する受付窓口】

レスキュー損害保険株式会社

https://www.rescue-sonpo.jp/nihonchokuhan_tonan_30man_index.php にお問

い合わせフォームがあります。

5. 補償重複について

★家財を補償する他の保険契約に重複加入し、他の保険契約を利用した場合は、他の保険契約適用後の被保険者負担分が補償されます。

6. クーリングオフについて

★保険契約のクーリングオフはできません。

7. レスキュー損害保険株式会社の個人情報のお取り扱い等について

レスキュー損害保険株式会社の個人情報の取扱いに関する詳細、外国にある第三者への個人データ提供、商品・サービスについては弊社ホームページ (<https://www.rescue-sonpo.jp/>) をご覧いただくか、下記お問合せ窓口までお問い合わせください。

【保険会社の相談・苦情・連絡窓口】

住所：東京都港区三田三丁目5番19号 住友不動産東京三田ガーデンタワー29階
連絡先：レスキュー損害保険株式会社
https://www.rescue-sonpo.jp/nihonchokuhan_tonan_30man_index.php にお問い合わせフォームがあります。

8. 指定紛争解決機関について

お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。

なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本損害保険協会が運営し、弊社が契約する指定紛争解決機関「そんぽADRセンター」をご利用いただけます。

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号：0570-022808（ナビダイヤル）
受付時間：9：15～17：00（月～金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く））
IP電話からは、03-4332-5241をご利用ください。
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

以上

文書番号：RB05-016 2025.04

